

岩手県告示第640号

国土利用計画岩手県計画の全部を別紙のとおり変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第9項において準用する同条第5項の規定により、公表する。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課に備えておいて縦覧に供する。

平成28年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也